



相沢小学校いじめ防止基本方針

平成26年2月28日策定

平成30年2月 一部改定

令和3年1月 一部改定

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

① いじめの定義

いじめとは、「児童に対して、同一校在籍など一定の人間関係にある児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

② いじめ防止等に向けての基本理念

すべての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向け最も大切なことである。

子どもは人のかかわり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指してのびのびと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

上記からも、いじめは、どの集団どの学級どの児童にも起こりうる最も身近で人間として許されない重大な人権侵害であり、いじめ問題への対応は学校における最重要課題である。学校一丸となってその防止を図っていくために、組織的に対応していく必要がある。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

① 委員会の構成員

構成員／校長、副校長、主幹教諭、児童支援専任、児童指導主任、養護教諭、学年主任

（事案対応時）学級担任、学年職員、関係職員を加える。

※ 必要に応じて、学校カウンセラー、スクールソーシャルワーカーを加える。

② 委員会の運営

- 月1回、企画会と合わせて定期的を開催する。また、事案が発生した場合は、直ちに委員会を開催する。
- 校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。
- いじめ事案に対して、組織的対応の中核となって取り組むこと
- いじめに関する情報の収集、調査、事案対応の際の役割分担
- いじめ防止に向けた年間計画作成及び職員研修の実施

③ 委員会の活動内容

●未然防止

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
- ・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童生徒及び保護者に周知

●早期発見・事案対処

- ・いじめの相談・通報の窓口の設置
- ・いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有
- ・いじめ（「疑い」を含む）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童生徒に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- ・いじめを受けた児童生徒に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施

●取り組みの検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直し（PDCAサイクルの実行を含む）

3 いじめ未然防止、早期発見・事案対処

① いじめの未然防止

自尊感情の育成と、自己有用感、達成感を味わわせる教育活動を基盤とした人権教育の推進

- ピアサポートトレーニングによる自己有用感の育成
- チャレンジタイムにおける中学生リーダーと児童との交流
- 1年6年のお世話活動をはじめとしたペア学年活動
- 1年2年5年による学区内幼稚園保育園との交流活動
- 外部講師による情報モラル・非行防止教室等講演会の実施（児童対象・保護者対象）
- 横浜プログラムの積極的活用

② いじめの早期発見

- 毎月、いじめ防止対策委員会を開き、児童の実態、情報交換・対応策を協議し、組織的計画的に対応する。
- YPアセスメント、教育相談により、より学級内における児童の実態把握に努める。
- 年1回のいじめアンケート調査のほか、学年学級の状況に応じたアンケートを実施する。
- 職員会議ごとに児童情報の共有と、日ごろの職員室での情報交換を活発にするとともに保護者連携をより緊密にする。
- 東野中学校ブロックの三校連絡会（隔月）を通して、中学校及び学区小学校との児童生徒情報の共有を図り、いじめの早期発見に努める。
- PTA、保護者、地域、学校カウンセラー及び子家相、民生委員児童委員等、外部機関との連携を図る。
- インターネットを通じたいじめへの対処及び情報モラル教育の推進

③ いじめに対する処置

- いじめ防止対策委員会を中心とした迅速かつ組織的な対応の徹底
- 正確な実態把握、被害児童・保護者への心のケアを含めた支援
- 加害児童・保護者への公平公正な指導、支援を定期的に行い、状況に応じた学級、学年、全校への指導
- 学校カウンセラー及び警察署、県警少年相談センター等、外部専門機関への相談連携と活用

④ いじめの解消

- 「いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること」「いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」、以上2つの要件が満たされている。
- 障害のある児童、外国につながる児童等、配慮が必要な児童への支援、周囲の児童に対する指導を組織的に行う。

⑤ 教職員等への研修

- 教職員が児童の心情に寄り添った日常の児童理解・支援に努めるとともに職員研修会（傾聴訓練・危機管理演習法の確実な運用を行うための研修等）を実施し、職員の資質向上を図る。

⑥ 学校運営協議会等の活用

- 保護者懇談会、保護者面談、学校家庭地域連携総会等を通じて、いじめ問題に関する情報共有を深化させる。
- 学校への情報提供環境の構築を推進し、連携・協働して取り組む。

⑦ 取り組みの年間計画

月	内 容	関係する行事等
4	年間計画と重点指導内容等の確認・引継ぎ、 児童指導研修①（いじめの定義等）、教育相談①	入学式 保護者懇談会 学年集会等で基本方針説明
5	コンサルテーション① YPアセスメント実施①	家庭訪問
6	児童指導研修②	土曜参観・学校説明会 学校保健委員会 学家地連（基本方針説明）
7	横浜子ども会議①【中学校ブロックでの話し合い】	個人面談①
8・9	専任教諭夏季研修に基づく校内研修、教育相談②	
10	横浜子ども会議②【中学校ブロックでの話し合い】 コンサルテーション②	保護者懇談会 地区懇談会（いじめ防止への取組）
11	いじめアンケート調査・面談 児童指導研修③	
12	人権週間 いじめ防止月間の取組 いじめ防止教室 職員いじめ防止研修	個人面談②
1	教育相談③ YPアセスメント実施②	
2	情報モラル防犯教室	土曜参観・学校説明会、学校保健委員会、 新入学保護者説明会、学家地連（子ども会議取組発表）
3	年間の振り返り、新年度への引継ぎ	保護者懇談会
年間	いじめ防止対策委員会（企画会→月1回・随時） 児童情報交換（月1回→職員会議） 中学校ブロック定例会（月1回→三校連絡会）	

4 重大事態への対処

【重大事態の定義】

重大事態とは、「いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害（自死の企図、重大な傷害、金品への重大な被害、精神疾患の発症）が生じた疑いがあると認められとき、並びにいじめにより相当の期間（年間 30 日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められとき」をいう。

【発生の報告】

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年 1 回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCA サイクル）。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、処置を講じる。